## 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

# 第17回会議資料



平成17年8月25日(木)午後1時30分から 大野原町中央公民館 3階講義室

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

#### 第17回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会 会議次第

平成17年8月25日(木)午後1時30分から大野原町中央公民館3階講義室

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 新しい『観音寺市』誕生ポスター最優秀賞表彰
- 4 議事

#### (1)報告事項

- (1) 報告第67号 新市ガイドブック及び合併啓発ポスター作成に係る印刷業者の選定 について
- (2) 報告第68号 一般職の職員の身分の取扱い(変更)について
- (3) 報告第69号 特別職の職員の身分の取扱い(その2)について
- (4) 報告第70号 事務組織及び機構の取扱いについて
- (5) 報告第71号 各種事務事業(広聴広報・情報公開関係)の取扱い(その2)について
- (6) 報告第72号 各種事務事業(環境対策関係)の取扱いについて
- (7) 報告第73号 各種事務事業(ごみ・し尿処理関係)の取扱いについて
- (8) 報告第74号 市長・市議会議員選挙日程について

#### (2)その他

- (1) 観音寺市・大野原町・豊浜町児童交流会について
- (2) 第18回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について
- 5 閉 会

# "新しい『観音寺市』誕生"ポスター入賞者名簿

## 【最優秀賞】

# 小学校の部

番号	氏 名	ふりがな	学年	学校名
1	中塚 千晴	なかつか ちはる	4	観音寺市立柞田小学校

# 【最優秀賞】

## 中学校の部

番号	氏 名	ふりがな	学年	学校名
1	尾藤 友美	びとう ともみ	2	観音寺市立観音寺中学校

#### 【優秀賞】

番号	氏 名	ふりがな	学年	学校名
1	石川 義宗	いしかわ よしむね	4	観音寺市立常磐小学校
2	岡田 祐季	おかだ ゆき	5	観音寺市立常磐小学校
3	横山 真由子	よこやま まゆこ	6	観音寺市立常磐小学校
4	三谷 理子	みたに りこ	5	観音寺市立高室小学校
5	織田 観月	おだ みづき	6	観音寺市立豊田小学校
6	細川 智代	ほそかわ ともよ	5	大野原町立萩原小学校
7	合田 梢	ごうだ こずえ	6	豊浜町立豊浜小学校
8	合田 聖美	ごうだ きよみ	2	三豊郡山本町観音寺市学校組合立 三豊中学校
9	阪本 真世	さかもと まよ	3	観音寺市立観音寺中学校
1 0	高橋 芙実	たかはし ふみ	3	観音寺市立観音寺中学校
1 1	久保田早智	くぼた さち	2	観音寺市立中部中学校
1 2	米谷 苑恵	まいたに そのえ	3	観音寺市立中部中学校
1 3	富田 里子	とみだ さとこ	2	豊浜町立豊浜中学校
1 4	矢野 薫	やの かおる	3	豊浜町立豊浜中学校
1 5	曽我部志乃	そがべ しの	3	豊浜町立豊浜中学校

#### 報告第67号

新市ガイドブック及び合併啓発ポスター作成に係る印刷業者の選定について

新市ガイドブック及び合併啓発ポスター作成に係る印刷業者の選定について、別紙のとおり報告する。

平成17年8月25日提出

#### 新市ガイドブック及び合併啓発ポスター作成に係る印刷業者の選定について

新市ガイドブック及び合併啓発ポスター作成について、1市2町圏域内の13社の印刷業者に対し印刷説明会を開催し、見積書を徴したところ、2社より辞退の申し出があり、11社より見積書の提出があった。

結果、下記のとおり最低見積価格であった印刷業者を選定し、新市ガイドブック及び合併啓発ポスター作成について印刷を依頼している。

- 1.新市ガイドブック
  - (1) 選定の方法 見積もり合わせ
  - (2) 印刷内容 新市ガイドブック 25,000部
  - (3) 最低見積価格 1,522,500円

(うち消費税及び地方消費税 72,500円)

- (4) 最低見積業者 (株)富士印刷 大野原町大字青岡 172-3 代表取締役 石川正人
- 2. 合併啓発ポスター
  - (1) 選定の方法 見積もり合わせ
  - (2) 印刷内容 合併啓発ポスター2種類 300枚ずつ計600枚
  - (3) 最低見積価格 72,450円

(うち消費税及び地方消費税 3,450円)

(4) 最低見積業者 (株富士印刷 大野原町大字青岡 172-3 代表取締役 石川正人

#### 新市ガイドブックについて

#### 1.目的

新市誕生後の市民の皆さまが市の窓口や施設を利用いただく際に、新市の行政 サービスの内容や公共施設、本庁の業務や合併によりこれまでの町役場から支所 となる大野原支所及び豊浜支所の業務などをお知らせすることを目的とする。

#### 2.掲載内容(予定)

- ・合併に伴うお知らせ
- ・住所変更に伴う手続き
- ・市役所のご案内
- ・各課の案内と主な業務
- ・市民生活
- ・税金
- ・年金・国保
- ・環境・衛生
- ・保健
- ・高齢者福祉
- ・障害者福祉
- ・その他福祉サービス
- ・教育・育児
- ・住まい
- ・消防・救急・防災
- ・地域支援活動
- ・その他各種相談窓口
- ・医療
- ・市民情報
- ・議会
- ・農業委員会
- ・市内の主要施設(新市域内地図)
- ・公共施設一覧表

#### 3.発行時期等

10月1日、1市2町各戸配布及び各庁舎窓口に配置

#### 4. 仕様

A4版、表紙フルカラー印刷、本文2色印刷、約80ページ 25,000部(各世帯、議員・特別職・職員、各庁舎窓口、事務局等に配布)

#### 報告第68号

- 一般職の職員の身分の取扱い(変更)について
- 一般職の職員の身分の取扱い(変更)について、別紙のとおり報告する。

平成17年8月25日提出

	観音寺市	大野原町	豊浜町	新観音寺市
給料表	行政職(一) 8級制 企業職給料表 8級制	行政職(一) 8級制 技能労務職給料表 5級制	行政職(一) 8級制 技能労務職給料表 5級制	行政職(一) 8級制 企業職給料表 8級制
初 任 給 (行政職一)	大 卒 2級2号給 短大卒 1級5号給 高校卒 1級3号給	大 卒 2級2号給 短大卒 1級5号給 高校卒 1級3号給	大 卒 2級2号給 短大卒 1級5号給 高校卒 1級3号給	大 卒 2級2号給 短大卒 1級5号給 高校卒 1級3号給
手 当	扶養手当、住居手当、通勤手当、 特殊勤務手当、時間外勤務手当、 休日勤務手当、宿日直手当、管 理職手当、管理職員特別勤務手 当、期末手当、勤勉手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、 特殊勤務手当、時間外勤務手当、 休日勤務手当、宿日直手当、管 理職手当、期末手当、勤勉手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、 特殊勤務手当、時間外勤務手当、 休日勤務手当、宿日直手当、管 理職手当、期末手当、勤勉手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、 特殊勤務手当、時間外勤務手当、 休日勤務手当、宿日直手当、管 理職手当、管理職員特別勤務手 当、期末手当、勤勉手当
退職手当制度	観音寺市職員の退職手当に関する 条例に基づき支給される。	香川県市町総合事務組合(旧香川県 組合の退職手当支給条例の規定に基	市町村職員退職手当組合)に加入し、 づき支給される。	観音寺市職員の退職手当に関する 条例に基づき支給される。

- / -

	観音寺市	大野原町	豊浜町	新観音寺市
吏 員 (事務吏員 ・技術吏員)	課長、法には、大学のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	参事、課長、主幹、園長、 主韓、、副主語、 主神佐、長、副主語、 一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	本 庁 課長(室長)、主幹、課長 補佐(室次長)、副主幹、 係長、主査、主任主事、保 任保健師、主事、保健師 出先機関 所長、主任保育士、 保育士、栄養士	部長、支所長、課長、局長、 主幹、所長、室長、課長補 佐、局長補佐、支所長補佐、 所長補佐、副主幹、主査、 総括技術員、係長、主任、 主任技術員、主事、技師、 保育士、栄養士、技術員
吏員以外の職	事務員、技術員、保育士、自 動車運転技術員、営繕技術員、 環境整備技術員、調理技術員	運転手、用務員、給食調理 員、作業員、主任ホームへ ルパー、ホームヘルパー	自動車運転手、清掃整備員、 給食調理員、用務員、ホーム ヘルパー	事務員、技術員、保育士、 栄養士
				<u> </u>

級別職務分類表(案)

	観音寺市	大野原町	豊浜町	新観音寺市
1 級	定型的な業務を行う事務員若しくは技術員の職 務又はこれに相当する職務	主事補、教諭、保育士、保健師、栄養士	主事、保育士、教諭、保健師、栄養士	定型的な業務を行う事務員若しくは技術員 の職務又はこれに相当する職務
2 級	<ul><li>1 主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職務</li><li>2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う事務員若しくは技術員の職務又はこれに相当する職務</li></ul>	主事及び教諭、保育士、保健師、栄養士の職務に相当 の経験年数を経た職員の職務	主事、保育士、教諭、保健師、栄養士	1 主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う事務員若しくは技術員の職務又はこれに相当する職務
3 級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主 事若しくは技師の職務又はこれに相当する職務	主任主事、副主任教諭、副主任保育士、副主任保健 師、副主任栄養士	主任主事、保育士、教諭、保健師、栄 養士	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事若しくは技師の職務又はこれに相当 する職務
4 級	2 主任主事若しくは主任技師の職務又はこれ に相当する職務	係長、主任教諭、主任保育士、主任保健師、主任栄養 士及び主任主事及び副主任教諭、副主任保育士、副主 任保健師、副主任栄養士の職務に相当の経験年数を経 て、相当困難な業務を分掌する主任主事、副主任教 諭、副主任保育士、副主任保健師、副主任栄養士	主査、主任保育士、主任教諭、主任保健師、係長	1 係長の職務又はこれに相当する職務 2 主任の職務又はこれに相当する職務
5級	に相当する職務 2 高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主任主事若しくは主任技師の職務又はこれに相当する職務	課長補佐、副主幹、副園長、副保育所長、統括主任教 諭、統括主任保育士、統括主任保健師、統括主任栄養 士及び係長、主任教諭、主任保育士、主任保健師、主 任栄養士の職務に相当の経験年数を経て、相当困難な 業務を分掌する係長、主任教諭、主任保育士、主任保 健師、主任栄養士	  係長、主任保育士、主任教諭、主任保	1 困難な業務を処理する係長の職務又はこれに相当する職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任の職務又はこれに相当する職務
6級	1 課長補佐の職務又はこれに相当する職務 2 総括主査の職務又はこれに相当する職務	園長、副園長並びに課長補佐、副主幹、副園長、副保育所長の職務に相当の経験年数を経て、相当困難な業務を分掌する課長補佐、副主幹、副園長、副保育所長、統括主任教諭、統括主任保育士、統括主任保健師、統括主任栄養士及び係長、主任教諭、主任保育士、主任保健師、主任栄養士の職務に相当の経験年数を経て、相当困難な業務を分掌する係長、主任教諭、主任保育士、主任保健師、主任栄養士	副主幹、主任保育士、主任教諭、主任 保健師、課長補佐、副所長、教頭	1 課長補佐の職務又はこれに相当する 職務 2 主査の職務又はこれに相当する職務
7 級	困難な業務を処理する課長補佐の職務又はこれ に相当する職務	課長、主幹、園長、保育所長	主幹、室長、課長、所長、園長、議会事務局長	困難な業務を処理する課長補佐の職務又は これに相当する職務
8 級	課長の職務又はこれに相当する職務	参事、課長の職務に相当の経験年数を経て、相当困難 な業務を分掌する課長 	課長、議会事務局長	1 部長の職務又はこれに相当する職務 2 課長の職務又はこれに相当する職務

#### 報告第69号

特別職の職員の身分の取扱い(その2)について

特別職の職員の身分の取扱い(その2)について、別紙のとおり報告する。

平成17年8月25日提出

# 特別職の報酬 一覧表

75 DI	旧	見音	寺	市	大	野	原	町	豊	浜	囲丁	新名	朗 音	寺	市
種別	区分	報	酬	額	区分	報	酬	額	区分	報	酬額	区分	報	栦	額
教育委員会委員長	年額		612,	000	年額		222	2,000	年額		204,000	年額		612	2,000
教育委員会委員	年額		554,	000	年額		179	,000	年額		165,000	年額		554	1,000
選挙管理委員会委員長	年額		360,	000	年額		105	,000	年額		101,000	年額		360	0,000
選挙管理委員会委員	年額		245,	000	年額		86	5,000	年額		84,000	年額		245	5,000
公 平 委 員 会 委 員 長	年額		150,	000			-				-	年額		150	0,000
公 平 委 員 会 委 員	年額		132,	000			-				-	年額		132	2,000
監査委員(識見を有する者)	月額		170,	000	年額		250	,000	年額		204,000	月額		170	0,000
監査委員(議会より選任)	月額		35,	000	年額		204	,000	年額		165,000	月額		35	5,000
農業委員会会長	年額		404,	000	年額		254	,000	年額		235,000	年額		404	1,000
農業委員会会長職務代理者	年額		316,	000	年額		214	,000	年額		193,000	年額		316	6,000
農業委員会部会長	年額		316,	000			-				-	年額		316	6,000
農業委員会委員	年額		274,	000	年額		199	,000	年額		177,000	年額		274	1,000
固定資産評価審査委員会委員	日額		7,	100	日額		8	3,000	日額		8,000	日額		7	7,000
総合振興計画審議会委員	日額		7,	100	日額		8	3,000			-	日額		7	7,000
個人情報保護対策審議会委員	日額		7,	100	日額		8	3,000	日額		8,000	日額		7	7,000
消防委員会委員長			-		年額		50	,000			-			-	
消防委員会委員	日額		7,	100	年額		43	3,000	年額		29,000	日額		7	7,000
防 災 会 議 委 員	日額		7,	100			-				-	日額		7	7,000
水防協議会委員			-		日額		8	3,000			-			-	
特別職報酬等審議会委員	日額		7,	100	日額		8	3,000	日額		10,000	日額		7	7,000
公務災害補償等認定委員会委員	日額		7,	100			-				-	日額		7	7,000
公務災害補償等審査会委員	日額		7,	100			-				-	日額		7	7,000
公文書公開審査会委員	日額		7,	100			-				-	日額		7	7,000
情報公開審査会委員			-		日額		8	3,000			-			-	
伊吹開発総合センター運営委員会委 員	日額		7,	100			-				-	日額		7	7,000
航路事業審議会委員	日額		7,	100			-				-	日額		7	7,000
交通安全対策会議委員	日額		7,	100			-				-	日額		7	7,000
交 通 指 導 員			-		月額		27	,000	月額	長	28,000 28,000	月額		27	7,000
住居表示審議会委員	日額		7,	100			-				-	日額		7	7,000
環境審議会委員	日額		7,	100			-				-	日額		7	7,000
廃棄物減量等推進審議会委員	日額		7,	100			-				-	日額		7	7,000

人格	雀	擁	護	審	議	会	委	員	日額	7,100	日額	8,000	年額	11,000	日額	7,000
ふれる	あし	攻	化セ	ンタ 員	一運	営審	議会	委	日額	7,100		-		-	日額	7,000
予防护	接種	重等	健康	被害	調査	委員	会委	員	日額	7,100		-		-	日額	7,000
国民	健	康伊	<b>录</b> 険:	運営	含協言	議会	委員	長		-	日額	8,000	年額	31,000		-
国民	, 健	康	保険	運	営協	易議	会 委	員	日額	7,100	日額	8,000	年額	27,000	日額	7,000
民生	ŧ	委	員	推	薦	슰	委	員	日額	7,100		-		-	日額	7,000
港海	弯	運	営	委	員	숝	委	員	日額	7,100		-		-	日額	7,000
住写	宅	運	営	委	員	会	委	員	日額	7,100		-		-	日額	7,000
住写	宅	λ	居	者	選	考	委	員		-		-	年額	11,000		-
都市	市	計	画	審	議	会	委	員	日額	7,100		-		-	日額	7,000
水質	質	保	全	委	員	会	委	員	日額	7,100		-		-	日額	7,000
農業	美基	<b>E</b> 4	友 対	策	審	議会	き委	員	日額	7,100		-	日額	-	日額	7,000
中小	企	業鬲	虫資!	審査	委員	員会	委員	長		-	日額	8,000	年額	29,000		-
中小	企	業	融資	審	查委	き員	会 委	員	日額	7,100	日額	8,000	年額	26,000	日額	7,000
商工	Г	業	振り	<b>興</b>	審 譲	. 会	委	員		-	日額	8,000	年額	13,000		-
社 ź	슰	教	育	委	員	슷	会	長		-		-	年額	13,000		-
社	ź	호	教		育	柔	Ē	員	日額	7,100		-	年額	11,000	日額	7,000
文化	匕!	財	保言	隻 署	審 譲	. 会	委	員	日額	7,100	年額	24,000	年額	12,000	日額	7,000
公 民	自	官道	[営	審	議:	会 柔	美員	長		-		-	年額	13,000		-
公民	₹ 1	館	運言	営 和	審 譲	. 会	委	員	日額	7,100	日額	8,000	年額	11,000		-
働く	婦	人(	カ家	運	営 委	員:	会 委	員	日額	7,100		-		-	日額	7,000
体	Ĩ	Ì	指		導	孝	Ē	員	年額	23,000	年額	28,000	年額	24,000	年額	23,000
学校:	給	食も	ンタ	— ì	運営:	委員	会委	員	日額	7,100		-		-	日額	7,000
図	書	館	话	3	議	숝	委	員	日額	7,100		-		-	日額	7,000
少年	育	成セ	ンタ	- ì	運営	協議	会委	員	日額	7,100		-		-	日額	7,000
少	左	F	補		導	乽	É	員		-		-	年額	16,000		-
選				挙				長	職務の	内容に基づき	日額に	ついては国会議	国全議	員の選挙等の		
投	票	`	開	]	票	管	理	者	任命権	者が市長と協 定める額	員の選 の基準	挙等の執行経費 に関する法律に	執行経	費の基準に関律の定める額	.ee	
投票					選3				HT. O C.	アーベン の日本	準ずる		選手官理会		長が市	理委員会委員 長と協議して
期日前 職選挙 「施行会 定 に	き法! 令」と	施行いう	令(昭 ,)第5	和25 5条第	年政	令第8 及び第	9号。し	以下							額	
期日前投 及 び 第	要立 58 章	会人及 条 第	び不在 3 項 の	者投票規定	立会人	(施行令	第57条 を 除 ©	第3項								
前記	以名	外の	非常	舊勤	の特	別職	の職	員		内容に基づき任命 市長と協議して定		-		-		容に基づき任命権 長との協議により定

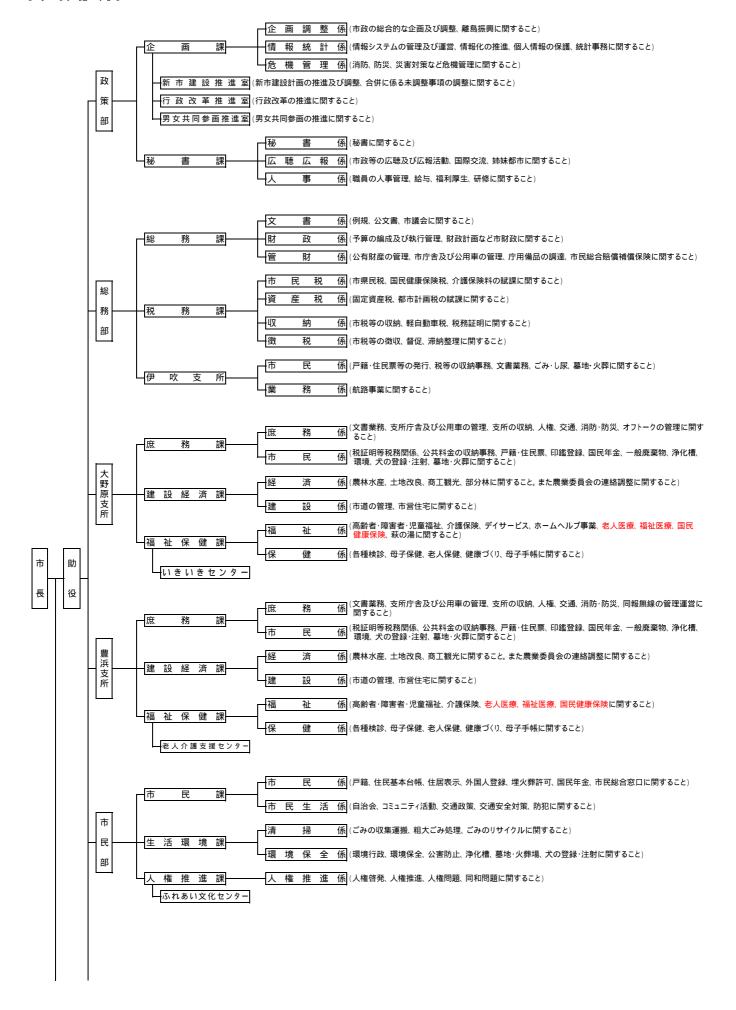
#### 報告第70号

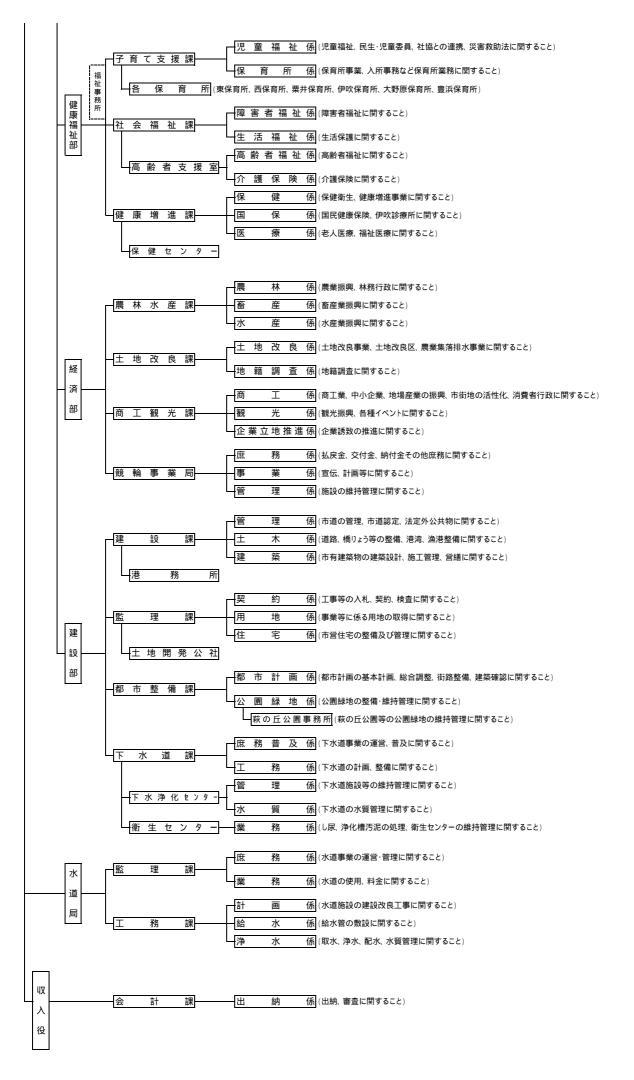
事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

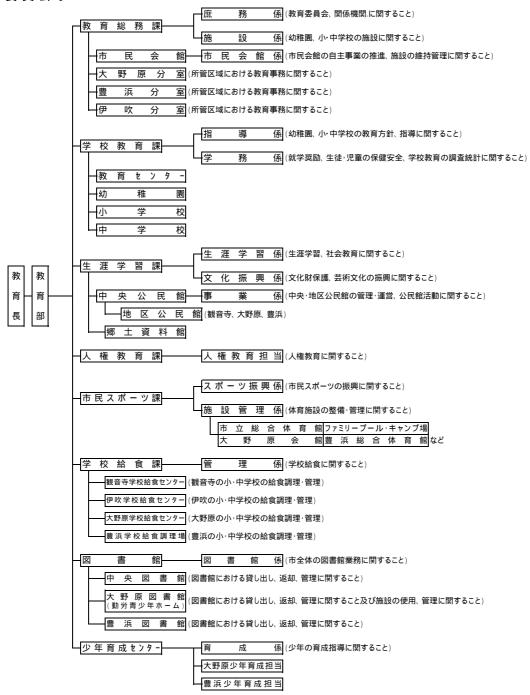
平成17年8月25日提出

#### 【市 長 部 局】

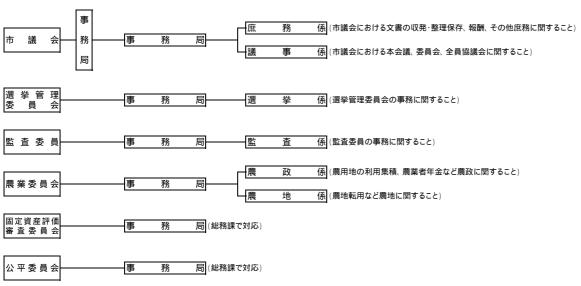




#### 【教育委員会】



#### 【議会・各種委員会】



#### 報告第71号

各種事務事業(広聴広報・情報公開関係)の取扱い(その2)について

各種事務事業(広聴広報・情報公開関係)の取扱い(その2)について、別紙のとおり報告する。

平成17年8月25日提出

•
_
ω
•

協定項目番号 23-1	合併協定項目	各種事務事業(広聴広	報・情報公開関係)の取扱い		分会名	総務部	部会	分科会名	総務分科会
調整の方針	情報公開について 情報公開について	は、合併時までに調整し、	統一する。		,		•		
・情報公開について	観音	寺市	大野原町	曲	!浜 町		調整結果		
根拠例規		文書公開条例 8日条例第4号 3年4月1日	大野原町情報公開条例 平成14年3月22日条例第2号 施行 平成14年4月1日	平成14年 3	情報公開条例 月29日条例第 8 <sup>5</sup> 成14年 4 月 1 日	루		観音寺市公文書 平成17年10月11日 施行 平成17年	条例第一号
目的	市民の公文書の公開を求とともに、公文書の公開をよともに、公文書の公開にことにより、市政への市民し、市政に対する市民の理治の本旨に即した市政の発とする。	民の参加をより一層推進 理解を深め、もって地方自	町民の公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、町の保有する情報の一層の公開を図り、町政に関し町民に説明する責務が全うされるようにし、町政に対する町民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した町政の発展に寄与することを目的とする。	り、町政に関し町民に説明する責務が全うされるようにし、町政に対する町民の理解と信頼を深め、			ともに、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市政への市民の参加をより一層推進し、市政に対する市民の理解を深め、もって地方自治の本旨に		
実施機関	市長、教育委員会、選挙 会、監査委員、農業委員会 会及び議会		町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、 農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会	町長、教育委員会、 農業委員会、固定資産					委員会、公平委員会、 産評価審査委員会及び
公文書の定義	実施機関の職員が職務上作書、図画及び写真(これら ルムを含む。)で、決裁又 し、実施機関において管理	らを撮影したマイクロフィ スは閲覧の手続きが終了	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録(フロッピーディスク、録音テープ、磁気ディスク等に記録された電子情報)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。	実施機関の職員が職務書、図画、写真、フィ方式、電磁的方式そのることができない方式同じ。)であって、当用いるものとして、当のをいう。	ルム及び電磁的 他人の知覚によっ で作られた記録で 該実施機関の職員	記録(電子的っては認識するいう。以下 見が組織的に	図画及び写真 含む。)で、	賃(これらを撮影し	、又は取得した文書、 たマイクロフィルムを 続が終了し、実施機関 う。
公開を請求 できるもの	(1)市内に住所を有する傷 (2)市内に事務所又は事 の団体 (3)市の行政により自己の 響を受け、又は受ける (当該関係公文書に阪	所を有する法人その他 の権利、利益等に直接影 ることが予測されるもの	(1)町の区域内に住所を有する個人 (2)町の区域内に事務所又は事業所を有する個人 及び法人その他の団体 (3)町の区域内の事務所又は事業所に勤務する者 (4)町の区域内の事校に在学する者 (5)前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う 事務又は事業に関し利害関係を有するもの (当該関係公文書に限る。)	(1)町の区域内に住所 (2)町の区域内に事務 人及び法人その他に (3)町の区域内の事務 者 (4)前各号に掲げるも う事務又は事業に の(当該関係公文書	所又は事業所を行 団体 所又は事業所に動 ののほか、実施権 引し利害関係を有	勧務する 機関が行	(2) 市内I の団( (3) 市の行 響を引	★ 〒政により自己の権	を有する法人その他 利、利益等に直接影 とが予測されるもの
公開しないこと ができる公文書	個人に関する情報(事業 関する情報を除く。)で、 るもの。	美を営む個人の当該事業に 特定の個人が識別され得	個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することとはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。	個人に関する情報 () る情報 () る情報を除日まる名、する名、する名、すると、特定のできた。 はいい はいい はい は	であって、当該他の記述等によりるもの(他の情報を識別することをは特定の個人にすることによりにすることによりにないます。	青報に含まれ 〕特に含個な はといできることがで 説とがで 説とがで 説とが で 記が は は に の は に の は に の は と が で き の は に の は に の は に の は に が は は に が は は に は は は に は は は は は は に は は は は は は は は は は は は は			む個人の当該事業に関 個人が識別され得るも

	観音寺市	大野原町	豊 浜 町	調整結果
情報公開審査会費用負担	観音寺市公文書公開審査会 ・委員 5人以内 ・会議は、非公開 ・手数料 … 規定で定める額 ・写しの費用…実費負担	大野原町情報公開審査会 ・委員 6人以内 ・会議は、非公開 ・手数料 … 無料 ・写しの費用…実費負担	豊浜町情報公開審査会 ・委員 5人以内 ・会議は、非公開 ・手数料 規定で定める額 ・写しの費用規定で定める額	観音寺市公文書公開審査会 ・委員 5人以内 ・会議は、非公開 ・手数料 規定で定める額 (1件の公文書につき350円) ・写しの費用実費負担
不服申立て	・審査会へ諮問	・審査会へ諮問	・審査会へ諮問	・審査会へ諮問

1
2
$\sim$
$^{\circ}$
,

協定項目番号	2 3 - 1	合併協定項目	各種事務事業(広聴成	<b>広報・情報公開関係)の取扱い</b>		分会名	企画	部会	分科会名	企画分科会
		個人情報保護		1						
調整のフ	方針	個人情報保護	については、合併時までに	調整し、統一する。						
・個人情報保証	護について ・	観音	寺市	大野原町	豊 浜 町			調整結果		
根拠例規		平成15年10月	の保護に関する条例 1 日条例第19号 15年10月 1 日	大野原町個人情報保護条例 平成14年3月22日条例第3号 施行 平成14年4月1日	平成14年 3 /	人情報保護条例 月29日条例第 9 <sup>5</sup> 成14年 4 月 1 日		観音	F寺市個人情報の伊 平成17年10月11日 施行 平成17年	
目的		いることにかんがみ、乳		町の実施機関が保有する個人情報の開示及び 訂正を求める権利を明らかにするとともに、個 人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事 項を定めることにより、個人の権利利益を保護 することを目的とする。	町の実施機関が保存 訂正等を求める権利で 個人情報の適正な取打 事項を定めることによ 護することを目的とで	を明らかにすると 及いの確保に関す より、個人の権利	ともに、る基本的	めるととも	に、行政の適正か	- 関する基本的事項を:   つ円滑な運営を図り:  - ることを目的とする。
実施機関			選挙管理委員会、公平委 委員会、固定資産評価審	町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び 議会	町長、教育委員会、 員、農業委員会、固定 議会				員、農業委員会、	辞理委員会、公平委員 固定資産評価審査委
個人情報の	の定義	報に含まれる氏名、生命より特定の個人を識別で (他の情報と照合するで	ことができ、それにより ことができることとなる	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。	個人に関する情報で別され、又は識別され、又は識別され し、法人その他の団体 当該法人その他の団体 く。	1得るものをいう 本に関する情報に	。ただ 含まれる	含まれる氏 の個人を識 合すること	名、生年月日その 別することができ ができ、それによ	はであって、当該情報の他の記述等により特定の個人を識別を含む。)をいう
個人情報の 保有の制限		は、法令及び条例(以 の定める所掌事務を遂行	報を保有するに当たって 下「法令等」という。) 行するため必要な場合に の目的をできる限り特定	実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。	実施機関は、個人性人情報を取り扱う事務。という。)の目的達成するために必要がな手段により収集した	务(以下「個人情 りを明確にし、当 は範囲内で、適法	情報取扱事 4該目的を まかつ公正	は必限2のな3 更のな3 更のな3 更のな3 更のである。 日範 前の 田変の 一切の 一切の 一切の 一切の 一切の 一切の 一切の 一切の 一切の 一切	び条例の定める所に限り、かつのである所に限り、かつついでしたいはならればなられば可の規定である。それでは、前項の規定では、利用目的はというできない。 関は、利用目的はというできない。 関は、利用目的を	をにより特定された利(いう。)の達成に必(水)のではならないをでいる場合には、 で要更する場合には、 で変更する場合には、
審議会		観音寺市個人情報保 ・委員 10人以P ・任期 2年		大野原町個人情報保護審議会 ・委員 6人以内 ・任期 2年	豊浜町個人情報保語・委員 5人じ・任期 2年			観音寺市 ・委員 ・任期		審議会

#### 報告第72号

各種事務事業(環境対策関係)の取扱いについて

各種事務事業(環境対策関係)の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成17年8月25日提出

報告第 72 号	各種事務事業(環 <sup>は</sup>	境対策関係)の取扱い					
事務事業名		観音寺市	大 野 原 町	豊浜	町		調整結果
公害防止施設整備 資金融資事業	目的	<b>者に対し、その事業活動に伴って</b>				(調整方針) 公事防止施設整	構資金融資事業については、
		防止するための施設の整備に要す				観音寺市の例に	
		することにより、公害の防止を図					
	る。					【調整結果】	
	融資条件					融資条件	
	・限度額	融資対象事業に要する経費の				・限度額	融資対象事業に要する経費の
		100分の80以内の額で、一の					100分の80以内の額で、一の
		工場又は事業場につき500万円	-	-			工場又は事業場につき500万円
		以内					以内
	・融資期間	5年以内の割賦償還				・融資期間	5年以内の割賦償還
		(うち6月据置)					(うち6月据置)
	・利率	年6.5%以内				• 利率	年6.5%以内
	・保証料率	年1.16%以内				・保証料率	年1.16%以内
	(利率、保証料	料率は、指定金融機関、香川県				(利率、保証)	料率は、指定金融機関、香川県
	信用保証協会	会と協議のうえ定める)				信用保証協会	会と協議のうえ定める)
環境審議会	観音寺市環境習	審議会				【調整方針】	
	構成	委員15名以内				環境審議会につい	ハては、合併時に再編統一する。
		・識見を有するもの				【調整結果】	
		・市議会議員				観音寺市環境審	議会
		・関係行政機関の職員				構成	委員20名以内
		・事業者	-	-			・識見を有するもの
	任期	2年(再任可)					・市議会議員
							・関係行政機関の職員
							・事業者
						任期	2年(再任可)

设告第 72 号	各種事務事業(環境対策関係)の取扱い			
事務事業名	観音寺市	大 野 原 町	豊 浜 町	調整結果
公害防止条例	観音寺市公害防止条例			[調整方針]
	昭和47年4月2日条例第14号 施行 昭和48年4月1日			公害防止条例については、観音寺市の例により 統一する。
	施行 昭和48年4月1日 目的 法令及び香川県公害防止条例に定めがある ものを除くほか、事業者及び市並びに市民 の公害防止に関する責務を明らかにすると ともに、公害防止に関し必要な事項を定め ることにより、公害対策の総合的な推進を 図り、もって市民の健康を保護するとともに、			【調整結果】 観音寺市公害防止条例 目的 法令及び香川県公害防止条例に定めがある ものを除くほか、事業者及び市並びに市民
	生活環境を保全すること	-	- -	の公害防止に関する責務を明らかにするとともに、公害防止に関し必要な事項を定めることにより、公害対策の総合的な推進を図り、もって市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全すること内容第1章 総則第2章 規制措置第3章 補則第4章 罰則
美しいまちづくり 条例	観音寺市美しいまちづくり条例 平成10年12月21日条例第23号 施行 平成11年4月1日 目的	大野原町ごみ等の散乱防止及び環境美化に関する 条例 平成9年12月24日条例第4号 施行 平成10年1月1日		【調整方針】 美しいまちづくり条例については、合併時に 再編統一する。 【調整結果】
	空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止し、市民等、事業者及び市が一体となって環境の美化に関する活動を行うことにより、快適な生活環境の保全及び資源の再利用の促進を図り、もってごみのない美しいまちづくりを推進すること	目的 町民等、事業者、占有者等及び町が一体となってごみ等の散乱を防止することにより、美しく快適な生活環境の保全に取り組み、すがすがしい街づくりの形成に資すること	-	目的 ごみ等の散乱を防止し、市民等、事業者及び 市が一体となって環境の美化に関する活動を 行うことにより、快適な生活環境の保全及び 資源の再利用の促進を図り、もってごみのな い美しいまちづくりを推進すること  主な内容 市、市民等、事業者、所有者等の責務 投棄、落書きの禁止、空き地の管理義務

#### 報告第73号

各種事務事業 (ごみ・し尿処理関係)の取扱いについて

各種事務事業(ごみ・し尿処理関係)の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成17年8月25日提出

•	
25	
ī	

事務事業名	観音寺市		大 野 原 町		豊 浜 町		町	調整結果	
廃棄物処理計画	観音寺市一般廃棄物	処理計画	大野原町一般廃	棄物処理計画	豊浜町一般廃棄物処理計画			【調整方針】	
	策定年度 目標年次	平成16年度 平成20年度	策定年度 目標年次	平成9年度 平成20年度			ごみ処理、生活廃水 処理)	【調整結果】 観音寺市一般廃棄	
	(環境や合併等語ない限り5年毎	者条件の大きな変動が に見直し)	(概ね5年毎	に見直し)	策定年度 目標年次		平成14年度 平成23年度		:基づく現計画を引き継ぎ、 f市の計画とする。
一般廃棄物処理業 等許可事務	・許可申請者  一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おう とする者  上記について更新を申請する者		・許可申請者  一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おう とする者  上記について更新を申請する者		・許可申請者  一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者  上記について更新を申請する者		【調整方針】 - 般廃棄物処理業等許可事務については、合併時に再編統一する。ただし、既に許可済みの者については新市に引き継ぐものとする。		
	•有効期限 2	2年	・有効期限	2年	・有効期限	2年		【調整結果】	
	· 許可手数料	1件につき5,000円	・許可手数料	無料	・許可手数料	無料		とする者	双集又は運搬を業として行おき 更新を申請する者 2年 1件につき5,000円

報告第 73 5	音 各種事務事業(ごみ·し尿処理関係)の取扱い			
事務事業名	観音寺市	大 野 原 町	豊 浜 町	調整結果
衛生組合	観音寺市衛生組合連合会	大野原町衛生組合	豊浜町保健衛生推進協議会	[調整方針]
	目的 衛生組合相互の緊密な連携のもとに市民保 の増進と環境衛生の向上を図り健康で住み い社会の建設に資すること 事務局 観音寺市役所生活環境課内		目的 単位推進会相互の緊密な連携のもとに町民 の保健衛生の向上をはかり、健康で住みよ い豊浜町の建設に寄与すること 事務局 豊浜町役場住民生活課内	衛生組合については、合併時に統合できるよう調整に 努める。 【調整結果】 目的 観音寺市下における地区組織相互の 緊密な連携の下に、地区社会を通じ 公衆衛生の向上を図り、健康で住み
	総会 年1回(5月末)	総会 年1回(4月末)	会議 年1回(5月末)	よい社会の建設に資すること
	会費 20円/世帯	会費 1,000円/戸	会費なし	名称    観音寺市環境衛生組織連合会
	事業  1 組織の育成強化 ・研修会、講習会参加 ・広報活動の強化 ・顕彰事業の推進 2 生活環境の整備と美化運動の推進 ・家庭排水路及び集積所の消毒並びに散 ゴミ清掃の実践活動の推進 ・河川清掃等の推進、空力ン等の投げ捨 防止、資源ゴミの回収運動の推進 ・ゴミ分別収集の推進 3 各種保健事業への積極的な参加と協力の推進 ・健康診査並びに各種検診の受診率を高め、健康の保持増進を図る。 ・健康教室への参加を呼びかけ、成人病対する知識と理解を深める。 ・市保健センターの積極的な利用を呼びけ、自己健康管理の啓発と推進を図る・地区献血推進協議会を中心に、献血にする理解と協力を広く呼びかけ、地域るみで助け合いを推進する。 ・野犬による被害を防止するため、撲滅組織ぐるみで協力する。	6 優良施設、器具、共同防除薬剤等の 推奨及び斡旋並びに必要に応じてそ の助成措置 7 その他本会の事業達成のための必要 な事業	事業 1 町民の保健衛生知識の啓蒙と増進 2 公衆衛生思想の普及と推進 3 指導者の育成 4 優良施設、器具薬剤などの推奨と斡旋 5 町、保健所等保健行政に対する協力 6 その他本会の目的達成に必要な事業	組織 観音寺環境衛生組合、大野原環境衛生組合、豊浜環境衛生組合により組織する。 事務局 観音寺市役所市民部生活環境課内 定例会 年2回 その他必要の都度臨時会を開催 事業 上記の目的を達成するための必要な 事業 (1)各環境衛生組合の連携、育成 (2)会員の健康の保持、増進 (3)指導者の育成 (4)公衆衛生上必要な研究、調査 (5)功労者、優良団体の顕彰 (6)優良施設、器具、薬剤等の推奨 及び斡旋 (7)その他本会の目的達成に必要な 事業

•
27
,

事務事業名	観音寺市	大野原町	豊 浜 町	調整結果
ごみ減量等推進 事業	観音寺市廃棄物減量等推進審議会			[調整方針]
<del>#</del> *	15名以内			ごみ減量等推進事業については、合併時に再編統一 する。
	・識見を有する者			【調整結果】
	・各種団体の代表者			15名以内
	任期 2年			・識見を有する者
	啓発活動	<b>啓発活動</b>	<b>啓発活動</b>	・各種団体の代表者
	ごみの抑制、再利用、水切りの推進については	ごみの抑制、再利用、水切りの推進について	ごみの抑制、再利用、水切りの推進については	任期 2年
	広報、インターネット、チラシ等により周知	は、衛生組合総会において周知	広報、ケーブルテレビ、チラシ等により周知	啓発活動
				ごみの抑制、再利用、水切りの推進について 衛生組合、広報、インターネット、ケーブル レビ、チラシ等により周知
生ごみ処理機購入 豊助成事業	目的		目的	【調整方針】
	本市におけるごみ減量化推進の一環として、食品		本町における廃棄物の適正処理の一環として、	生ごみ処理機購入費助成事業については、合併時に
	の調理残等の有機性ごみを、乾燥させる方式又は		生ごみ(台所廃棄物をいう。)の排出減量を図る	再編統一する。
	生ごみを微生物により分解する方式の生ごみ処理		ため、生ごみ処理容器及び生ごみ処理機の購入者	
	機械を設置する者に対して、予算の範囲内におい		に対して予算の範囲内において補助金を交付し、	[調整結果]
	て補助金を交付し、もって一般家庭から排出される生ごみの減量化を図ること。		もって住民の生活環境の向上に寄与する。	目的 本市におけるごみ減量化推進の一環として、食の調理残等の有機性ごみを、乾燥させる方式又生ごみを微生物により分解する方式の生ごみ処
	対象		対象	機械を設置する者に対して、予算の範囲内にお て補助金を交付し、もって一般家庭から排出さ
	市内に住所を有する世帯(事業所を除く。)で、	-	本町に住所を有し豊浜町保健衛生推進協議会長	る生ごみの減量化を図ること。
	次に掲げる生ごみ処理機を、市内の販売業者か		が認めた生ごみ処理容器及び生ごみ処理機を購	
	ら購入し設置する者		入し、申請者の町内の所有地に設置するもの	
	(1)生ごみを乾燥させる方式の処理機			対象
	(2)生ごみを微生物により分解する方式の処理機			市内に住所を有する世帯(事業所を除く。)で 次に掲げる生ごみ処理機を、市内の販売業者か ら購入し設置する者
	補助内容		補助内容	(1)生ごみを乾燥させる方式の処理機(2)生ごみを微生物により分解する方式の処理機
	1基につき購入金額の1/3、1世帯につき1基		・生ごみ処理機 1個につき購入金額の1/3、	
	(ただし20,000円を限度とする)		1世帯につき1個	補助内容
			(ただし20,000円を限度とする)	1基につき購入金額の1/3、1世帯につき1基 (ただし20,000円を限度とする)

#### 報告第74号

市長・市議会議員選挙日程について

市長・市議会議員選挙日程について、別紙のとおり報告する。

平成17年8月25日提出

#### 別紙

#### 市長・市議会議員選挙日程について

#### 1 日程等の確定

平成17年10月11日(火)に開かれる選挙管理委員会による。

#### 2 執行形態

同時執行を想定

#### 3 日程等

観音寺市長選挙と観音寺市議会議員選挙は共に、11月13日(日)の告示で11月20日(日)投票・開票予定。

立候補予定者等に対する説明会は、10月20日(木)午後1時30分~(受付午後1時~)観音寺共同福祉施設2階軽運動室で開催。

## (3)その他

- (1) 観音寺市・大野原町・豊浜町児童交流会について
  - ・日 時 平成17年8月25日(木)午後1時から
  - ・場 所 豊浜町コミュニティセンター 海の家
  - ・内 容 別紙のとおり

#### 別紙

#### 観音寺市・大野原町・豊浜町児童交流会の開催について

- 1 日 時 平成17年8月25日(木) 13:00~16:00
- 2 場 所 豊浜町コミュニティセンター 海の家
- 3 目 的 観音寺市・大野原町・豊浜町の一市二町は、平成17年10月11日に 合併し新しく「観音寺市」となる。そこで、この機に観音寺市・大野原町 豊浜町の児童の交流会を実施し、ゲームをしたり自分の学校を紹介し合っ たりすることを通して、お互いの親睦を図るとともに、それぞれの学校や 地域について理解を深めたりする。
- 5 内容

写真撮影

(1) 開会行事 (進行;観音寺南小学校児童)児童代表のことば(豊浜小学校児童)教育委員会挨拶

(2) ゲーム交流(担当;萩原小学校児童)

13:40~14:20

白己紹介

構成的グループ・エンカウンターの手法を取り入れたゲーム 「いろいろ握手」

(3) 学校紹介

14:30~15:15

- ・ 観音寺市の学校、大野原町の学校、豊浜町の学校の順で学校紹介をする。
- ・ とりのこ紙1枚に学校の特色となる活動や地域のことを書いておき、1校3 分以内で紹介する。

< 休憩 > 15:15~15:40

(4) 合併協議会の方の話

15:40~15:55

観音寺市教育長より、市町合併のこと、1市2町のこと、新しいまちづくりの目標について等、合併資料に基づき説明

(5) 閉会行事 15:55~16:00

児童代表のことば (大野原小学校児童) 校長代表挨拶

# 平成17年10月11日 新しい「観音寺市」が誕生します!!



観音寺市・大野原町・豊浜町児童交流会資料

今年の10月11日に、観音寺市と大野原町と豊浜町が合併します。

合併する市と町は、これまでも香川県の西の玄関としてさまざまな活動を してきましたが、これからは一つの市になります。

新しい観音寺市をつくっていくのは、みなさんです。

この資料を読んで、みなさんが住んでいるまちの将来について、未来に向 かって明るく元気な生き生きとした気持ちで考えてみましょう。

> 平成17年8月25日 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

1 . 市	5町村合併ってなんだろう?···········1
	市町村合併ってなあに?
	なぜ、合併を考える必要があるの?
	住所はどうなるの?
	どこの学校に通うの?
	市役所や町役場はどうなるの?
2 . 台	合併する市や町ってどんなところ?・・・・・・・・・・・・・・・ △
	観音寺市の魅力
	大野原町の魅力
	豊浜町の魅力
3 . 数	牧字で見る合併・・・・・・・・・・・・・・・・・ <del>7</del>
	1市2町の人口と面積
	1市2町の市町立学校の状況
4 . 亲	所市のまちづくりの目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ g
	新市の将来像
	心とからだの健康を守るまち【保健・医療・福祉】
	暮らしと自然が共生するまち【環境保全・生活環境】
	誰もが生き生きと学び、成熟するまち【教育・文化】
	活力・魅力が豊かさを創るまち【産業・交流】
	暮らしを支える基盤の充実したまち【基盤整備】
	住民自治が花開くまち【市民活動・行財政】

## (3)その他

- (2) 第18回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について
  - ・日 時 平成17年9月22日(木)午後1時30分から
  - ・場 所 大野原町中央公民館3階講義室

# 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会名簿

委員区分	職名	氏 名	帰 属 団 体 役 職 等		
	会 長	平野 清	大野原町長		
1号委員	副会長	佐伯 文男	豊浜町長		
		白川 晴司	観音寺市長		
	委 員	大倉 利夫	観音寺市助役		
		大山 保徳	大野原町参事		
		高森 直二	豊浜町助役		
2号委員		藤田 芳種	観音寺市議会議長		
		髙丸 勝茂	大野原町議会議長		
		井上 浩司	豊浜町議会議長		
		美藤 広	観音寺市議会市町合併調査特別委員会委員長		
		藤岡 勉	大野原町議会合併問題研究特別委員会委員長		
		合田 要	豊浜町議会合併問題研究特別委員会委員長		
3号委員		加藤 義和	学識経験者(観音寺市)		
		久保 等	学識経験者(観音寺市)		
		森 英雄	学識経験者 (大野原町)		
				石川美千子	学識経験者 (大野原町)
		合田久仁男	学識経験者(豊浜町)		
		横内十三枝	学識経験者(豊浜町)		
監査委員		伊瀬 均	(観音寺市)		
		大廣 清雄	(豊浜町)		

# 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局名簿

	役 職	氏 名	帰 属 団 体
1	事務局長	大木 和郎	観音寺市
2	次長	象山 稔彦	香川県
3	総務広報班長	石川喜代美	大野原町
4	総務広報班	長谷川加奈子	豊浜町
5	調整班長	好川 高雄	観音寺市
6	調整班	合田 博晃	大野原町
7	調整班	山地 康博	観音寺市
8	計 画 班 長	合田 善春	豊浜町
9	総務広報班	藤井久美子	大野原町臨時職員
10	調整班	細川 勝美	大野原町臨時職員
11	計画班	小山 悟司	大野原町臨時職員

#### 第17回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会 席次表

